

## 阻集器

阻集器は、排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいい、公共下水道及び排水設備の機能を妨げ、又は損傷するのを防止するとともに、処理場における放流水の水質確保のために設ける。

### (1) 阻集器設置上の留意点

- ア 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。
- イ 阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- ウ 容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス又は樹脂等の不透水性、耐食性のものとする。
- エ 阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。
- オ 阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。これは器具トラップを接続すると、二重トラップとなるおそれがあるので十分注意する。なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。
- カ トラップの封水深さは、5 cm以上とする。

### (2) 阻集器の種類

#### ア グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の仲で冷却、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。阻集器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。(図3-11) (HASS213-1983)

#### イ オイル阻集器

給油場等次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず独立のものとする。(図3-12)

#### 設置場所

- (ア) ガソリン供給所、給油場
- (イ) ガソリンを貯蔵しているガレージ
- (ウ) 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- (エ) その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

#### ウ サンド阻集器

排水中に泥、砂などを多量に含むときは、サンド阻集器を設けて泥、砂を阻止する。底部の泥だめ深さは、150 mm以上とする。(図3-13)

#### エ ヘア阻集器

理髪店、美容院の洗髪器に取り付けて、毛髪が排水管中に流入するのを阻止

する。(図3-14) また、プールや公衆浴場には大型のヘア阻集器を設ける。  
オ ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。(図3-15)

カ プラスタ阻集器

外科ギプス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスタ等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。(図3-16)

図 3-11 グリース阻集器の例

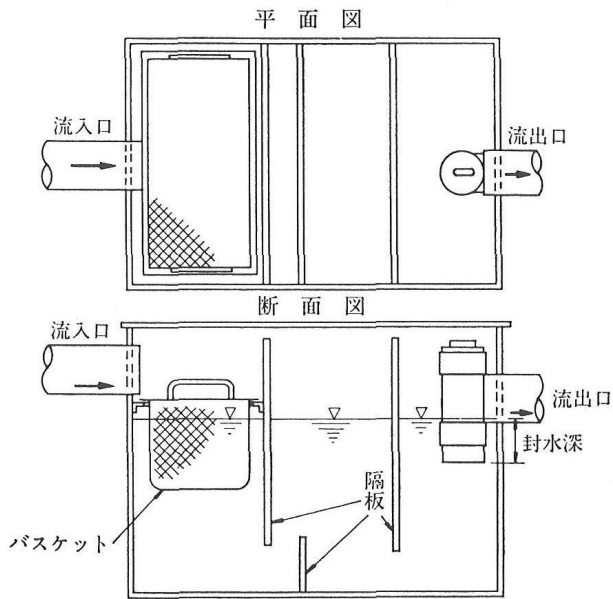


図 3-12 オイル阻集器の例

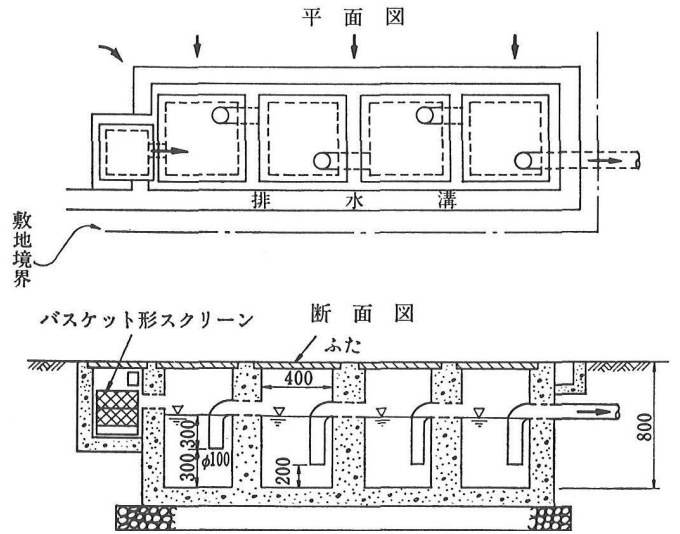


図 3-13 サンド阻集器の例

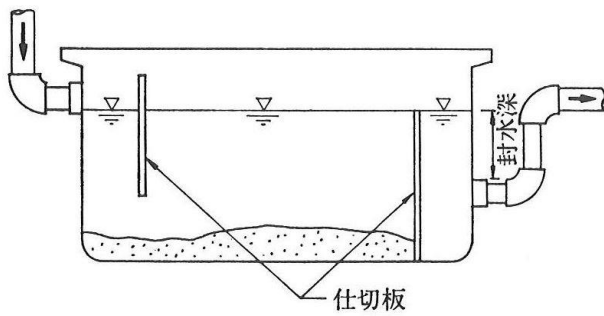


図 3-14 ヘア阻集器の例

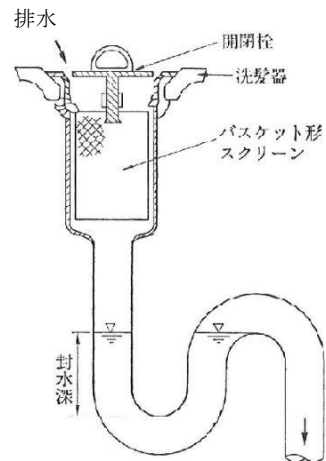


図 3-15 ランドリー阻集器の例

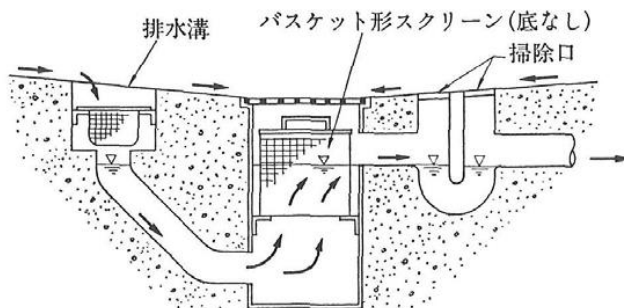
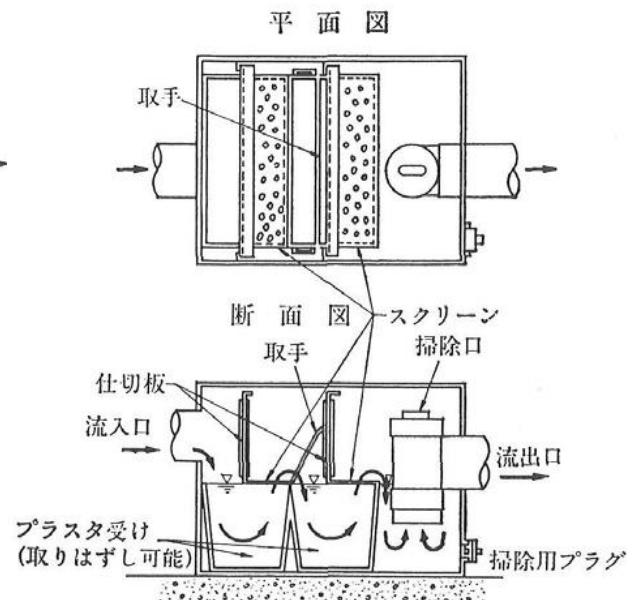


図 3-16 プラスタ阻集器の例



### (3) 阻集器の維持管理

ア 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈澱物は、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。

イ 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りでない。

## 7 間接排水

### (1) 間接排水の必要性

排水系統の不測の事故などに備え、食品関係機器、医療の研究用機器その他衛生上、直接排水管に接続しては好ましくない機器の排水は間接排水とする。

飲料水、食物、食器などを取り扱う機器を排水管に直接接続すると、排水管に詰まりなどの異常が生じた場合、排水が逆流して飲料水、食物、食器等が汚染され、衛生上危険な状態になることがある。また、このトラップの封水が破れた場合、有害なガスが侵入することがある。このため、食物、食器を取り扱う機器からの排水や飲料水を使用する機器からの排水は、排水管と直結して排出することをせず、一度大気中に開放して所要の排水口空間をとって、間接排水用の水受け容器に排出する。

### (2) 間接排水の必要な機器装置

ア 冷蔵庫・冷凍庫・ショーケース等の食品冷蔵・冷凍機器の排水

イ 皮むき機・洗米機・蒸し機・スチームテーブル・ソーダファンテン・製水器・食器洗浄器・消毒器・カウンタ流し・食器洗い用流し・すすぎ用流し等のちゅう房用機器排水

ウ 洗濯機・脱水機等の洗濯用機器の排水

エ 水飲み器・飲料用冷水器・給茶器の排水

オ 蒸留水装置・滅菌水装置・滅菌器・滅菌装置・消毒器・洗浄器・洗浄装置・医療機器の排水

カ 貯水タンク・膨張タンクのオーバーフロー及び排水

キ 上水・給湯及び飲料用冷水ポンプの排水

ク 排水口を有する露受け皿・水切りの排水

ケ 上水・給湯及び飲料用冷水系統の水抜き

コ 消火栓・スプリンクラー系統の水抜き

サ 逃し弁の排水

シ 圧縮器の水ジャケットの廃水

ス 冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水

セ 空気調和用機器の排水

ソ 上水用の水処理装置の排水

タ ボイラ・熱交換器及び給湯用タンクからの排水、蒸気管のドリップなどの排水（原則として40℃以下に冷却し排水する。）

チ 噴水池、水泳用プールの排水及びオーバーフロー並びにろ過装置からの逆洗水及び水泳用プール周縁歩道の床排水

(3) 間接排水の配管

- ア 水受け容器までの配管長が500mmを超える場合には、その容器・装置に近接してトラップを設ける。
- イ 間接排水管は、容易に掃除及び洗浄ができるよう配管する。
- ウ 機器・装置の種類、排水の種類によって排水系統を分ける。

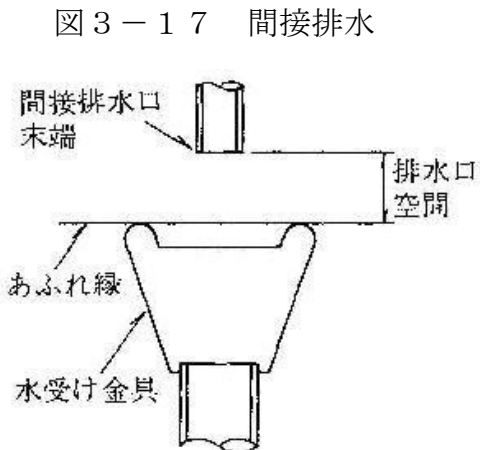
(4) 排水口空間

- ア 間接排水とする機器、装置の排水管（間接排水管）は、原則としてその機器・装置ごとに、一般の排水系統に接続した水受け容器のあふれ縁より上方に排水口空間をとって開口する。
- イ 機器、装置の付近に間接排水を受ける適当な器具がなく、また水受容器も設けられないときは、トラップを設け、かつトラップの流入側に接続する排水管途中に、排水口空間を設けて排水する。
- ウ 手洗器、洗面器、流し等には、間接排水管を開口してはならない。

(5) 水受け容器

水受け容器は、トラップを備え、排水が跳ねたりあふれたりしないような形状、容量及び排水口径をもつものとする。手洗い、洗面、料理などの目的に使用される器具は間接排水管の水受け容器と兼ねてはならない。

表 3 - 3 排水口空間



間接排水管の管径 (mm)	排水口空間 (mm)
25以下	最小 50
30～50	最小 100
65以下	最小 150

(HASS206-1982)

注 飲料用貯水タンクなどの間接排水管の排水口空間は、上表にかかわらず最小150mmとする。

